と類似した画一的な滞在コンテンツとならないよう、他地域と異なる地域の強みや魅力を常に意識した上で行うことが重要である。加えて、体験型コンテンツが、地域の独自性を発信する材料であり、多様な体験を提供することができるものであることから、外国人観光旅客に対しより深い楽しみを提供することができることに鑑み、その充実を図ることが重要である。

また、個性ある滞在コンテンツを造成するためには、地域の特徴を踏まえた上で、VR・AR等の最先端の技術を活用した観光資源の魅力向上、外国人観光旅客向けに十分に整備されていない潜在的な観光資源や夜間の観光資源の開拓等、従来の観光資源の枠にとらわれない幅広い資源を観光資源として活かすことが重要であり、幅広い関係者の連携により地域全体で取組を進めることが期待される。その際には、個性ある滞在コンテンツの造成に加えて、造成された滞在コンテンツの情報発信の強化やチケット購入の容易化等の決済環境の整備に関する取組も併せて行うことが重要である。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討

また、個性ある滞在コンテンツを造成するためには、地域の特徴を踏まえた上で、従来の観光資源の枠にとらわれない幅広い資源を観光資源として活かすことが重要であり、幅広い関係者の連携により地域全体で取組を進めることが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討

することの。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

さらに、農山漁村においては、伝統的な食文化、美しい景観等の豊かな地域資源を観光資源として活用して、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行の取組を地域一丸となって進めることが期待される。取組を行う際には、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等を行うことを検討すること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者や滞在プログラムの魅力を日本人観光旅客及び外国人観光旅客双方に伝えることが可能な全国通訳案内士・地域通訳案内士も含めたガイドの育成に努めるとともに、幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

③　移動の利便性の向上

移動手段の確保は、快適で満足度の高い旅行を実現するために重要である。観光圏へのアクセス及び観光圏の区域内における移動について

することの。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者の育成に努めるとともに、ガイドも含めた幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

③　移動の利便性の向上

移動手段の確保は、快適で満足度の高い旅行を実現するために重要である。観光圏へのアクセス及び観光圏内における移動については、鉄道、